

周波数オークションに関する懇談会（第8回会合）議事要旨

1 日時

平成23年8月9日（火）14時00分～16時00分

2 場所

総務省8階第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（メンバー：50音順、敬称略）

大谷和子、鬼木甫、服部武、林秀弥、藤原洋、三友仁志、森川博之、山田澤明、吉川尚宏

（総務省）

平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、安藤総合通信基盤局総務課長、竹内電波政策課長、内藤企画官

（事務局）

電波政策課

4 配布資料

資料8-1 周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理（案）

5 議事概要

（三友座長）

- ・ 本日は、資料8-1の『周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理（案）』について議論を行いたい。記述が非常に多岐にわたるので、全体を三つに分けて、議論させていただければと思う。最後に全体をまとめて議論させていただきたい。最初に、「1 制度の導入目的」と「2 対象範囲」、次に「3 無線局免許制度との関係」から「7 外国資本の位置づけ」のところまでをひとつのまとめとしたい。そして、「8 制度設計・運用上の課題」以降については、制度上の問題であるので、まとめて時間を取りたい。最後に全体を通した議論を行いたい。
- ・ それでは、まず、「1 制度の導入目的」と「2 対象範囲」について、意見交換をお願いしたい。

(山田構成員)

- ・ 私は、制度の導入目的をきちんと明確にした上で制度を導入することが大事ではないかと思っている。OECDや他の先進国が導入しているからということだけが導入目的の理由となるのは、適当ではない。私の理解では、欧米では、特に迅速性や割当実施後のトラブルの発生等が大きな背景になっていたと思うが、わが国の場合では、何が今課題であって、その課題を解決する目的でこのオークション制度を入れるというような、基本的な考え方が非常に重要ではないかと思っている。基本的な考え方をどこに絞るかということによって、制度の詳細な設計も変わってくると思う。もちろん、いくつかの目的があるということなのかもしれないが、基本的には背景を明確にする必要がある。

(三友座長)

- ・ 今のご指摘はごもっともである。「1 制度の導入目的」の丸の三番目だが、このところをもう少し明確に書くべきというご意見だった。もう少しこの部分を強調して、何故必要なのかということが前面に出るような形で修正したい。

(大谷構成員)

- ・ 「1 制度の導入目的」について質問したい。導入目的の中で私が特に重要だと思っているのは、免許手続きの透明性である。その前段に、電波の有効利用の推進ということが書かれているが、これが今ひとつ腑に落ちない。オークションを導入すると、「公平で効率的な利用」に資する、とあるが、どのような繋がりでそのように読めるのか。今まで「電波の有効利用」という言葉で私がイメージしてきたのは、多くの人がお金を出しても手に入れようとしている電波を、ひとつの財源としてみることができるだろうということ。ところが、「5 オークション収入の使途」の②では「制度導入の目的は電波の有効利用にあり」と書いてある。ここで言っている有効利用のイメージというのは、その電波を含めたサービスの高度化に資する技術開発や、地デジの時に跡地をきれいにつくるための施策。今までイメージしてきた有効利用は、「5 オークション収入の使途」に書かれている目的と同じものとして理解してよいのか、事務局、あるいは構成員の皆様がどのように理解しているのかを確認したうえで、目的として先頭に掲げるのが適当なのかということをお聞きしたい。

(三友座長)

- ・ 今のご質問について、私からで恐縮なのだが、「電波の有効利用」という言葉を以前のプレゼンで強調されていたと思うので、鬼木構成員に是非お答えいただければ

と思うが、いかがか。

(鬼木構成員)

- ・ 以前のプレゼンテーションの繰り返しになるが、オークションで高い価格を入札した事業者が電波の利用権を取得することになると、営利目的事業の場合、払った金額よりも高い金額を稼がなければならない。例えば、携帯電話のように営利目的の事業者がオークションで落札するのに必要な資金を稼ぐためには、携帯電話のユーザーに気に入られて、なるべく多数のユーザーを自分のところに引きつける必要がある。つまり消費者が求めるサービスをなるべく安く提供する必要がある。その目標をめぐって、既存・新規双方の事業者が競争することになるので、そこから必死の経営努力というか、技術開発努力、サービス開発努力が引き起こされる。オークションを実施する側から述べると、なるべく多数の加入者を引きつけて多額の収入と利益を得る、あるいは得ることができると予測する事業者が電波の利用権を獲得することになるので、長期的に「電波の有効利用」が実現する。「有効利用」という用語はたしかに抽象的な表現だが、具体的に携帯電話の場合でいうと、「同じ周波数帯を使って、消費者がそこからなるべく多くの満足というか効用というか有用性というか、それらを引き出すこと」を意味する。

(大谷構成員)

- ・ 鬼木構成員のご説明は非常に分かりやすかったのだが、それが「電波の有効利用」という言葉に込めている意味として、懇談会の中でコンセンサスが取れていればいいが、鬼木構成員がおっしゃるところの「電波の有効利用」、投資資本回収のためのサービス開発、顧客満足度の向上、というものが図られるかどうかは、制度設計次第のところがある。そういう意味で、有効利用という漠然とした書き方にするよりは、鬼木構成員に補足で説明していただいたような、顧客満足度の向上に資するようなサービス開発を促すという、どちらかという、後ろに書いてある、「競争の促進」とか「イノベーションの推進」の方が適当なのではないか。高く売れさえすればよいといった意味合いにとられない表現で、記載することが適切だと思う。もちろん、この有効利用という言葉に意味に別の意味を持たせていらっしゃる委員の方がいらっしゃれば、そのお話を伺ってからの話である。

(服部構成員)

- ・ 「電波の有効利用」は、電波の希少性、あるいは限られた電波を用いて事業を行うことから求められるものである。そういう意味では、周波数オークション制度によって「電波の有効利用」がさらに促進されるかどうかは議論の余地があると思っている。現在の携帯電話サービスでも、複数の事業者が競争すること、つまり限ら

れた電波をいかに効率的に使うことができるかによって事業の収益性を高めることができる。したがって、競争条件が「電波の有効利用」を一番促進するのではないかと思う。オークションにより、高く落札したからその支払い金額を回収するというのは、一つの側面ではあるとは思うのだが、限られた電波を使って、そういう競争の中で事業を行うこと、そういう意味で有効利用を図ることが、事業者にとっての使命ということだと思う。

- ・ このような意味での「電波の有効利用」というのは、すべての共通事項というか、一番の基本原点だと思う。したがって、周波数オークションを行った場合でも、「電波の有効利用」を推進するインセンティブが、競争原理の中で働くのであり、そういう意味で有効利用の推進ということ掲げることは矛盾がない。

(三友座長)

- ・ 今おっしゃられたとおりだと私も思う。有効利用できるかどうかというのは、制度設計そのものに関わってくるが、やはり基本的な理解として、有効利用が達成される、それが第一義的な目的としてある。今ご指摘があったところについて、もう少し分かりやすく説明できるかどうか検討させていただいて、誤解がないようにしたい。事務局は、その点に留意して、もう一度検討いただければと思う。

(服部構成員)

- ・ 1 ページ目の「1 制度の導入目的」の一番下の丸のところ。周波数オークション制度の導入が「国の財政収入の増加にも資すると想定される。」とつながることは全く問題ない。しかし、「現行の電波利用料制度が維持されることを前提とすれば、」と書いてあるが、これは電波利用料制度を今後どのように考えるかが一つの論点になっていることからすると、導入目的に「前提とすれば」と書くのは、後に議論することとの整合性から、不要なのではないか。

(三友座長)

- ・ 私も今の指摘で気づいたが、事務局の意図を伺いたい。

(事務局)

- ・ 後段とは基本的に矛盾しないと考えている。韓国では、オークション制度を導入した際に、いわゆる電波利用料を減額している。これによって、電波関係の収入というのは若干の増加にとどまった。日本の場合も、オークション収入の分だけ電波利用料を減額すると、国の財政収入はプラスマイナスゼロになるということ。現行の電波利用料の総額を変えずにオークション収入が入れば、財政収入の増加につながるということを説明したもの。

(三友座長)

- ・ ここは現行制度が維持されるということを前提とせず、もう少しフレキシブルに書いた方が良いのではないか。一例としては、「電波利用制度の設計如何によっては」等。どういう設計をするかによって、国家財政への貢献度も変わってくると思うが、制度設計はその後の議論にも繋がってくるので、その程度に書き改めるようにしたらよいのではないか。
- ・ 「2 対象範囲」はどうか。もし特段の意見がないようであれば、先に進んで、後ほど全体を通じた議論をしていただきたいと思う。
- ・ 次のくくりは「3 無線局免許制度との関係」から「7 外国資本の位置づけ」のところ。これについてはどうか。

(林構成員)

- ・ 二点ある。一つは2ページのところの「(1) オークション落札者の地位」について。無線局の免許を申請できる独占的地位という位置づけには賛成。また、オークションの払込金はこのような地位を得る対価とする整理にも賛成。報告書の文言それぞれ自体に何か意見があるというわけではない。ただ、申し上げておきたいのは、「4 払込金の位置づけ・会計方法」に絡めて、落札者の取得する地位を無線局の免許を申請できる独占的地位とすると、法人に固有の要素、属人的な要素、技術的能力等に関する最低限の審査が介在する場合、落札をした後でその地位そのものを譲渡することができるのかという問題。あるいは地位に対する担保権の設定といった問題が出てくる。資産性を持つ対価と考えた場合、同様の事例で言えば特許を受ける地位に対する担保・質権の設定ができるかどうかというのと同じような問題だが、今後議論が必要なのではないか。
- ・ もう一点は「7 外国資本の位置づけ」について。これは難しい問題。6ページ2段落目のところに書かれている内容に異議を唱えるものではない。2段落目の「ただし、WTO上の約束も」というところは、加盟国が公の秩序維持等のために必要な措置を講じることを妨げるものではないということで、これはその通りだと思うが、他方で、WTO上の約束というのは非常に重いと認識している。WTO上の約束と齟齬をきたすような国内法上の措置をとった場合、WTO協定違反として、国家間の紛争になる可能性もある。その点も踏まえると、この点は慎重に、かつ諸要素を検討する必要があるというところが気になった。

(三友座長)

- ・ 私は専門外なところもあるので、的確にコメントをすることはできないが、今の指摘事項は非常に重要なことだと思うので、今後制度設計をするなかで今の内容に

ついて詳細な検討をしていきたいと思う。

(吉川構成員)

- ・ 今の「7 外国資本の位置づけ」のところについて、若干の違和感というかコメントがある。オークションに固有の問題ではなくて、比較審査方式でも問題となるものと認識している。その整理をしておいた方がいいと思う。
- ・ 外国資本が手を挙げて、比較審査方式の時に免許が欲しいといった場合、過去の例がどうだったのかというのを確認したい。安全保障上の問題が出てきた場合にスクリーニングしたぐらいのことだと思うが、これまで問題がないというのであれば、わざわざ外国資本の位置づけを大きく取り扱う必要もなく、強いて言うならば7ページから8ページの「① オークション参加資格」等で、書けばいいのではないか。

(三友座長)

- ・ この点、事務局の考えを伺いたい。場合によっては、副大臣や政務官にも伺った方がよいかと思うが、まず事務局の方から。

(事務局)

- ・ 10 数年前に電気通信事業法や、ケーブルテレビ等の規制については、外資規制を撤廃した。そういう意味で、オークション導入の議論以前から、ここで書いてあるようないわゆる安全保障上の懸念等の問題はあり、外為法というセーフティネットでは何か問題があれば措置するという考え方になっている。

(平岡副大臣)

- ・ 私もこのところを詰めて議論したわけではないが、昔は外為法に関係していた時があって、その時の印象では、外為法は外為法で独自の目的があって、電気通信事業法等とは関わりなく存在しているのだろうと思うが、ここで問題として取り出してみると、外為法による規制以外にこういう業法的なところでやる必要があるのかということをもう一度よく確認する必要があるように思う。確かに吉川構成員が今言ったように、今までどうだったのかということについては議論したことがある。明示的には書いていないが、これまでは事実上、あまり外国の人が入ってくることを想定せずに運用していたように思う。

(事務局)

- ・ 事実関係を言えば、ボーダフォンが昔参入していたので、その時は、当然外為法の手続きを取っていたはず。比較審査でも同じことがあるのでは、というのはご指摘のとおり。従って、先ほど座長や副大臣がおっしゃったように、前からあった話で

はあるが、その外為法以外にも更に規定を設ける必要があるのかというものを、この際、もう一度考えてみる必要があるのではないかという意図で書いたもの。

(三友座長)

- ・ これまでと制度が変わるということもあるので、もう一度このところは再度検討するという事だと思ふ。扱いについては、項目をもう少し小さくするという考え方もあると思ふが、この部分を非常に重要と思われている方もいるので、そういった方の考えにも配慮すると、もしよろしければこのままの形としたい。

(服部構成員)

- ・ この節で議論すべきかどうかというのはあるが、獲得した周波数帯の使用目的について、例えば携帯電話で応札してそれを獲得した場合、将来的に放送、あるいは別の目的に使用していいのかといった制約を課している国もあるので、この議論をどこかでしておくべきだと思ふ。

(三友座長)

- ・ これはどこかに書いていなかったか。過去に議論した記憶があるが。

(事務局)

- ・ 前回は土井構成員から問題提起があり、「2 対象範囲」の最初の白丸のところ、周波数帯の用途については分配の状況や技術的制約、周波数帯の利用状況等によって自ずと決まってくるのではないかと、という考え方で整理をしている。

(服部構成員)

- ・ これだけでは不十分だと思ふ。同じ周波数帯でも、固定通信に使っていい、あるいは携帯電話でも使ってもいいという複数の利用目的を決めているところもあるので、オークションで獲得したあとの利用目的については、やはり一定の制約を設けるかどうかを含めて議論をしていくことが必要だと思ふ。

(三友座長)

- ・ 今のご指摘は非常に重要だと思ふ。実際にオークションをする際、用途を特定するかしないかという問題かと理解している。もしこれについて記述がないようであれば、どこかでそういういった検討も必要であるという旨を追加して欲しいと思ふが、いかがか。

(事務局)

- ・ 趣旨としては、オークションの具体的な設計を決める時に、どうするかというのを合わせて決めるということになろうと思う。周波数帯によっては、ここは携帯電話以外ありえないというものもあれば、場合によっては放送用、通信用と、世界的にもどちらも使ってもいいという中間的なものもあるというように、周波数帯によって決まってくると考えたのが、「2 対象範囲」の最初の3行のところに書いた趣旨。それに応じて制度設計をするときに目的というのが決められていくことになるのではないかということだが、舌足らずかもしれないので少し考えてみたい。

(森川構成員)

- ・ 今の服部構成員のコメントに関して、3ページ目の「(2) 有効期限」の白丸の一番目の真ん中辺に、「技術進歩に応じた技術的条件の変更を可能とすることも必要である。」という文言がある。それを受けて、「一定の期限を付すことが適当ではないか。」という書きぶりだと、オークションによって落札された周波数帯域毎に、何かしら一対一で「技術的条件」が決まっているようにも捉えることができるように思える。この辺りの趣旨としては、おそらく、技術が進歩して色々な使い方が新しく生まれてくるのではないかということだと思うので、「技術的条件」という言葉を別の言い方にした方がいいのではないか。

(三友座長)

- ・ 「技術的条件」という言葉が誤解を与える可能性があるというご指摘だと思うが、ここは今の趣旨に合わせた形で表現を変更したい。

(鬼木構成員)

- ・ 「5 オークション収入の使途」③について、以前からの私の持論だが、「オークション収入は一般財源として国民全体に還元すべき」という記述は少し短絡的ではないかと思う。「③ 電波は国民共有の財産であることから、オークション収入は第一義的には国民全体の所得として計上されるべきものであり、国民への給付や減税あるいは政府一般財源として国民全体に還元すべきとの考え方。」と改めたほうがよいのではないか。

(三友座長)

- ・ 今のご指摘はオークション収入の分配面についての具体的な方法というという理解でよいか。

(鬼木構成員)

- ・ オークション収入の分配というより、収入そのものが誰のものかということを確認

定するということ。国民の収入であるということを確認したいということである。

(三友座長)

- ・ その点について全く異論はないが、鬼木構成員が主張しているような国民への給付、あるいは減税、あるいは政府収入というように記述を具体化してしまうのは、かなり特定した表現になる。これからの検討課題として取り組む必要があるとしても、まだ中間取りまとめの段階であることを考えると、私の個人的な意見としては、今の時点ではもう少しやわらかい表現にとどめ、今後の検討のなかで、実際にどのようにするか議論し、懇談会の意見というもので出していくことができれば、その中でまとめるといふことによいのではないか。現段階としては、中間とりまとめといふこととなるべく幅広に捉えたいと思うので、理解をいただければそのようにしたいと思う。
- ・ 他に意見がないようであれば、次の「8 制度設計・運用上の課題」、「9 その他：二次取引制度」も含めて、最後の3分の1を検討いただきたい。

(鬼木構成員)

- ・ 続けて申し訳ないが、「(2) 公正競争の確保」の二番目の丸のところについて申し上げたい。オークションを導入した場合、公正競争が妨げられる原因として、確かに資金力のある大規模事業者が支配力を強めて、独占を形成することで弊害が生じるということが一つあると思う。これに加えて、もう一つ公正競争の阻害要因がある。それは、既得権といったら語弊があるかもしれないが、オークション制度の導入以前に電波を割り当てられ事業を行っていて、オークション制度の導入後もそのまま続けて同じ電波を使って事業をする事業者と、オークションによって獲得した電波だけを使って事業をする新規の事業者の間の不公平である。つまり、公正競争を妨げる要因として、一つは事業規模の大小から生じる弊害。もう一つは、過去に割り当てられた電波の有無から生じる弊害。この第2の不公平に関しては、タスクフォースのレポートでオークションが提案された時も、オークションを導入するときの主要な問題点として指摘されていたが、今日の文章にはその点が抜けている。
- ・ その上で、少し先走るが、この不公平を防ぐための1つの提案をしたい。例えていえばゴルフでハンディをつけるとか、碁や将棋で置石とか駒落ちとか、格差がある場合にハンディをつけてベースを揃えるという、そういう考え方をオークションに適応したいという提案。
- ・ やり方としては、既存の事業者と新規の事業者がいて、たとえば今まで3Gの携帯電話で、既存の事業者が使っている周波数が20MHz、新規事業者はもちろん0で、周波数を持っていないとする。次にたとえば4G用としてオークションにかけた周波数を、既存の事業者が30MHz幅落札して、これまで持っていた20MHzと

合わせて 50MHz 使って 4G のサービスを展開し、他方で新規事業者は 15MHz を 4G 用に落札したとする。MHz あたり 10 億円の単価とすると、既存事業者はオークションで獲得した周波数帯の代価として 300 億円。新規事業者は 150 億円の支払になる。この場合にイコールフットィングのためにハンディをつける方法は、既存事業者がもともと持っていた 20MHz にも 4G のスタート時からオークションの単価 10 億円を適用し、200 億円の負担を課してオークションの金額 300 億円にプラスして計 500 億円を払うようにしてはどうか、というもの。

- ・ 誤解を生じやすいのだが、この提案は過去に遡って電波を使った代金を徴収するというのではない。既存事業者が従来使っていた電波を次の新たなサービスに使う場合に、その時点でオークションを導入した場合、過去からの電波の持分について、オークションによって生じる負担と同一単価の代金を支払う。このことによって、過去からの持分のない事業者とのイコールフットィングを図るということ。ドラスティックな提案なので驚かれる方も多いと思うが、こういう方策もあり得ることをどこかに入れていただいて、パブリックコメントの対象としてもらいたいと希望する。もとよりこの方策の採用、不採用に関しては将来の検討課題と思う。

(三友座長)

- ・ 非常に具体的な解決策の一つをお示し頂いた。もし可能であれば、これも先ほどと同じように、後の議論の中で検討する時間を設けることにしたい。鬼木構成員の提案の意味は理解しているが、実際にその考え方がこの懇談会の意見を代表するところまでまとめる時間がないので、そういう指摘があったということを議事録の中にちゃんと残し、今後の制度設計の中でそのような提案を出してもらい、具体的な検討をするということかどうか。まだ中間取りまとめであり、特定の方向に進んでしまうと、十分に議論を尽くさないままに我々の幅を狭めてしまうので、できればこのような重要な問題はもう少し時間をかけていきたい。

(森川構成員)

- ・ 9 ページ目の「② ネットワークの他事業者への開放の義務づけ」のところについて。この趣旨は、MVNO の条件を付すかどうかは今後検討しようということだと思し、それはそれでいいと思うが、この文脈だと MVNO を推進していこうという雰囲気はかなり感じるの、そこはもう少しニュートラルでいいのかなと思う。国際的にも MVNO に対する規制が強すぎるような気がする。オークション時には、そこも含めて検討して、MVNO への開放を義務づける場合もあるし、義務づけない場合もあるとすればよいのではないかと。諸外国でも義務づけた例もあるし、そうでない例もある。

(三友座長)

- ・ これについては具体的に、懇談会の中で検討した記憶がない。ニュートラリティを確保するというので少し修正を検討したい。

(服部構成員)

- ・ 私も全く同じところを質問しようとしていたのだが、ネットワークの開放というのは、様々な視点があると思う。あまり特別な印象を与えてしまうのは避けた方がいいと思う。
- ・ 例えばベライゾンの場合だと、スカイプ等の端末への接続をFCCによって義務付けられた例もある。色々なパターンがあると思うので、開放すべき特定のネットワークのイメージというのも、今後の議論の中で検討していくとした方がいいと思う。

(三友座長)

- ・ 森川構成員の意見とほぼ内容は一緒なので、書きぶりをもう少しニュートラルになるように検討したい。

(吉川構成員)

- ・ 「(1) 落札額の高騰防止」の7ページの中ほどで、「価格高騰の防止策を検討することも必要ではないか。」という表現がある一方、下の注釈のところで、高騰したという文言が必ずしも統一的な意味で用いられていないという注釈がある。価格高騰の防止策というのが本当にあるのかどうか疑問があり、ここでは強いて言うと、いびつな価格形成がなされないような制度設計をしようということだと思っている。つまり、高騰という言葉そのものが非常に曖昧な定義であること、後のほうで上限価格については特に設定はしないと言っていることから、価格高騰の防止策という決め手があるということではなく、なるべく、いびつな制度設計にならないようにしようというのが適切な表現ではないかと考えている。

(三友座長)

- ・ 今の提案について他の構成員の皆様はどうか。特に問題がないようであれば、その方向で修正したい。価値判断を含まない言葉としては、今吉川構成員が提案した表現の方がより適切だと思う。

(事務局)

- ・ 何か具体的な内容を想定して「(1) 落札額の高騰防止」を書いたわけではない。強いて言えば、吉川構成員がいびつとおっしゃったが、例えば土地と同じで、意図

的に周波数帯を少しずつオークションにかけ、一方でたくさんの方が落札したいとなれば、価格は高騰するので、そういうことをやらないということは考えられる。しかし、それほど価格高騰の防止策としての決め手があるというつもりで書いたわけではなく、今後の検討課題であると考えている。

(三友座長)

- ・ 「いびつな」という表現が適切かどうかというのがあるが、そこは検討いただきたいと思う。提案の趣旨はその通りかと私は思うので、少し表現を検討して欲しい。

(山田構成員)

- ・ 9ページの「⑥ 談合等の不正行為の防止」について、どのように不正行為の防止を担保するのかというのが非常に重要だと思う。この前紹介された海外事例であるとか、何か不正行為がありそうであれば、公正取引委員会のようなところに通報する形になるのかもしれないが、そういった防止策について、具体的にどのようなことが考えられるのか、もう少し書き込んだ方がいいと思う。

(三友座長)

- ・ 具体的には、どういった内容を考えているのか。

(山田構成員)

- ・ 具体的には、海外での事例。前々回記述があったと思うが、例えば資格要件の虚偽記載、オークション参加者による情報交換等。不正行為の防止というのはポイントになると思うので、具体例があるのであれば、どういう方法が考えられるのかということを書いたらいいのではないかなと思う。

(三友座長)

- ・ これはたぶん林構成員もご意見があると思うが。

(林構成員)

- ・ 関連して、「⑥ 談合等の不正行為の防止」のところ、先ほどの鬼木構成員の質問と絡めて意見がある。一つは情報交換の禁止というのがあるが、いかなる情報交換の禁止を想定するのか。情報交換を一切禁止するのも行き過ぎだと思う。技術情報の交換であるとか、イノベーションに資する情報交換もあると思うので、入札予定価格の交換や、入札予定帯域の情報交換等、入札制度の公正競争をまさに歪めるような行為を例示した方がいいと思う。

それから論点案そのものの構成として、談合の抑止とか防止というのはまさに公

正競争の確保そのものだと思うので、⑥は、「(2) 公正競争の確保」に位置づける方がすっきりくる。

(三友座長)

- ・ その点は事務局としてどうか。

(事務局)

- ・ 林構成員の二点目のご指摘は、関係する論点が別々の場所に記述されていることに基づくだと思うので、少し工夫したいと思う。
- ・ 情報交換の内容について、前々回の資料のとおり、情報交換は不正行為として認定されているが、具体的な情報についてはどういうものか把握できていないため、確認させていただきたい。
- ・ 山田構成員から出た、不正行為の類型を追加する件は、前々回の資料でいえば、イギリスでは、オークションの制度設計の助言者からの情報提供というものを不正行為の類型としており、例えばそういうものをもう少し具体的に追加するということなのかと考えている。

(三友座長)

- ・ もし、それができるようであれば、全部を網羅するのはなかなか難しいと思うので、できる限り表現を加筆修正して欲しい。

(服部構成員)

- ・ 「Ⅲ 今後の検討の進め方」のところについて、まず、第四世代の携帯電話をモデルケースにという表現だが、どこの周波数帯を検討するかが非常に重要なポイントであるにもかかわらず、この文章では周波数帯について言及していない。全て入るかどうか、議論としてでてくる可能性があるもので、そういう意味では、例えば3GHz帯、4GHz帯を用いた第四世代携帯電話とした方がよいと思う。その方がおそらく具体的にどの周波数帯についてやるということが、明確になると思う。入れなかったのは逆に広く考えるということなのか、あるいはそうではないのかその辺を含めて。私の認識では特に日本は新周波数の開拓という非常に大きな命題があるので、そこを確定した方がむしろいいのではないかと思う。

(三友座長)

- ・ 以前は入っていたと思う。表現が変わったので落としたのかもしれないが、以前はモデルケースという言葉がなかったと思う。

(事務局)

- ・ 前は括弧を付し、周波数帯を限定していた。別に意図的に取ったわけでない。

(三友座長)

- ・ 問題がなければ具体的に書いたほうが良いという指摘なので、他の構成員から異論がなければそのような形で進めて欲しい。

(吉川構成員)

- ・ これからどういう周波数帯が出てくるか、完全に理解しているわけではないが、今後もオークションの対象となりそうな周波数帯はあるのではないかと。確か去年のワイヤレスブロードバンドのワーキンググループでまとめられたと思う。例えば 1.7 GHz、2.5 GHz、900MHz のスマートメーター用、それから 280MHz、700MHz といくつかあったと思うが、そのモデルケースとして、4 GHz を想定しようというのはいいと思うが、必ずしも、ここからオークションをやろうということではないと理解しておきたいと思う。この点について、皆さん他の構成員の方も良いのかということを確認したい。
- ・ モデルケースというが、4 GHz のモデルケースの分析とは具体的に何をやるのか。携帯電話は、今 800MHz とか 1.5GHz や 2GHz 帯等を各事業者が使用しているが、数年先であれば、デュアルバンドとかトリプルバンドなどで使うのではないかと。更に Wi-Fi を組み合わせて使う可能性もある。また、これから 700、900MHz の割当もあり、2015 年の競争条件が想定できないのに何を議論するのかというのが素朴な疑問。つまり、制度設計を詳細にやろうとすると、どのキャリアがその時何メガヘルツ持っているか分からないと制度設計できないのではないかと。そこまで制度設計をやるのは時期尚早だと思うが、皆さんの考えを確認させていただきたい。

(三友座長)

- ・ 今の指摘事項について、皆様からご意見があれば。

(藤原構成員)

- ・ 3GHz が終わって、3.5GHz といつか 3.9GHz、つまり LTE が終わって、次という具体性がないと話が進まないと思う。やはり第四世代携帯をモデルケースにというのはおかしくはないと思う。具体性があった方がよいのではないかと。これが全てではないだろうということで、モデルケースという言葉を使うのは妥当だと思う。

(三友座長)

- ・他に何か。吉川構成員の指摘は非常にもっともなので、制度設計そのものができるのかという疑問もあるかとは思いますが、最初のところで、今後の議論の具体的な指針もしくは方向性を示すということで、4Gの携帯電話を挙げている。4Gに限るという議論をしているわけではないので、藤原構成員と同様に私も理解している。

(吉川構成員)

- ・モデルケースの分析の深み度合いだと思っている。既存の事業者が今2G、3Gで使っている周波数を4Gに転用した場合にどうなるか等の細かい議論は、まだできないと思う。大きな論点を整理していくためのモデルケースとして4Gを考えるとするのはありかなと思うが、そのモデルケースの細かいところ、実は本当はそこが大事だと思うが、それは時期尚早だと思う。

(三友座長)

- ・まさにその通りだと思う。この会議でどこまで出来るのか、というのは限界があるが、先の議論に繋げていくということもあるので、このように書いたと理解して欲しい。事務局の方もそういうご理解で良いか。全体を通して何か意見があれば。

(大谷構成員)

- ・全体を通してというよりは、後半の制度設計に関して意見がある。この懇談会で以前実施したヒアリングの過程で一部の事業者から、入札参加者の予測可能性を高めるために事前に制度の内容を開示して欲しいとか、オークションの対象となる帯域等について予め指定して欲しいという要望があった。年単位でやるのか、数ヶ月単位なのか、という時間の刻みやスケジュール感というのも制度設計の項目として意識していかなければならないと思っている。特に4Gの携帯電話をモデルケースにした具体的な検討のなかでは、事前開示の仕組み等についても、ある程度イメージしながら検討できるように論点に加えて欲しい。

(三友座長)

- ・時間軸と言うべきか、そういう指摘だが、どこかに書き入れることができないか。

(事務局)

- ・かなり細かな話なので、今回ここには書いていないが、実際に諸外国でオークションをやる際、事務的にどれくらい時間がかかったのか調べている。今後の検討課題のなかで、そういう資料についても説明していきたい。

(鬼木構成員)

- ・ 直接今日の文章に関わることではないが、先程の私の提案にも関連して要望がある。古い方式で免許を取得し、携帯電話サービスを提供していた事業者が新しい方式に移る場合、自動的に移ることができるのか、許可を得て移るのか、免許を書き換えなければ移ることができないのか、日本における法令とその適用の実態がどうなっているのか知りたい。また海外ではこの問題をどう扱っているのかを知ることができれば有用だろう。先程私が申し上げた既存の事業者と新規事業者の周波数割当に関する不公平の問題を検討する際の資料として、サービスのタイプと、それに関する免許の制約がどの程度あるのか、その点を次回にでもまとめていただければありがたい。

(三友座長)

- ・ 今後の具体化に向けての必要な資料として、そういった資料を用意して欲しいというご意見だった。
- ・ まだ議論は尽きないところだが、もし、特段の意見がないようであれば、ひとまず、意見交換を終了させていただきたいと思う。皆様から色々な意見を頂戴したので、それに基づいて修正したい。具体的な修正内容については、私の方から政務三役にご相談した上で確定したい。もし、差し支えなければ一任をと思うが、お前は信用ならんということであれば、構成員各位にこのように修正したと確認をして、その上でその先に進めたいと思う。その先はパブリックコメントにかけることになるが、いかがか。

(一同)

- ・ 了。

(三友座長)

- ・ もし、私のほうで手に負えない問題が生じた場合、皆さんに改めてご意見の紹介をしたいと思う。責任を持って私の方で最後のとりまとめをさせていただきたいと思う。それから、今申し上げた通り、幅広い方からご意見を伺うために、中間論点の整理案について意見募集を実施したいと考えているが、それでよいか。
- ・ それでは、本日の皆様のご意見に基づいて修正した上で、政務三役にご相談を差し上げたいと思う。それでは最後に、平岡副大臣に一言ご挨拶をお願いしたい。

(平岡副大臣)

- ・ 今日活発なご議論をいただき、本当に感謝する。私も皆様方に案をお示しする前にどのようになっているのか見させてもらい、色々と聴き、まだまだ、課題の多い状況だなということを改めて感じたところ。先程、鬼木構成員の方から、追加的

な話で既存事業者と新規事業者との公正競争の話があった。それは前から私も色々申し上げてきていた話でもあるのだが、この前鬼木先生から別途資料をいただいたので、その辺がどう書いてあるのかなと見ていたところだ。その提案と今日の提案と中身が違っていたので鬼木構成員も色々考えておられるところもまだあるのかなと思ったところ。

- ・ 一つ思うのが、今回の鬼木構成員の既存事業者の話にしても、今までの事業者は、当然オークションを前提としてこなかったもので、新たな追加的な負担を想定しないで事業をやってきた。それがあつた時に追加的な負担が生じたというのはなかなか難しいところもあると思う。また、追加的な負担を求める場合、その根拠をどこに求めるのかについては、制度設計をする上で、憲法から生じる色々な理念の整理、制度の整理をしていかなければいけないという問題もあると思う。以上のようなことを考えながら、皆様方と一緒に勉強させていただいているというのが現状。いずれにしても、各国の制度は当然に参考になるものが沢山あるわけだが、我が国は我が国でこれまでの歴史や我が国の固有の事情であるとか、様々な要素がある。したがって、我が国にあったオークション制度がどうあるかということについても更に検討を皆様のもとで、深めていただかなければいけないと思う。
- ・ 先ほど第四世代の携帯電話という話がでたが、それについては最後のところに、第四世代携帯電話をモデルケースとしての周波数オークション制度に関する共通的な事項について具体的な検討を進めていくということなので、第四世代で特別に想定されるものはまた検討していかなければならないが、第四世代をモデルにして、どの周波数帯でオークションをやるにしても、しっかり押さえておくべき点については、今の時点から検討しておかなければならないと思う。したがって、共通的な事項として必ず整理しておくべきことについては、是非、具体的に最終的報告書で示していただけると期待している。
- ・ 今回の中間論点整理案を修正させて頂いた上で、また世の中の皆様に意見を求めることになる。よりよい制度にしていきたいという正直な気持ちを持っているので、引き続き皆様方のご支援、ご理解を賜りたい。

(三友座長)

- ・ 次回の会合については別途事務局のほうから連絡をして頂きたい。それでは周波数オークションに関する懇談会の第8回会合をこれで終了する。

○ 次回の会合については、事務局から追って連絡することとなった。

以上